

第二十四回国 参議院農林水産委員会會議録第三十一号

昭和三十一年四月十九日(木曜日)午前
十時五十七分開会

委員の異動

四月十八日委員奥むめお君辞任につ
き、その補欠として井野碩哉君を議長
において指名した。

本日委員秋山俊一郎君、雨森常夫君、
池田宇右衛門君、長谷山行毅君、江田
三郎君及び井野碩哉君辞任につき、そ
の補欠として井上清一君、館野三君、
宮澤喜一君、小瀧彬君、亀田得治君及
び奥むめお君を議長において指名し
た。

出席者は左の通り。

委員長 棚橋 小虎君
理事 青山 正一君
重政 庸徳君
鈴木 強平君
戸叶 武君
三浦 辰雄君

委員

井上 清一君
佐藤清一郎君
関根 久蔵君
小瀧 彬君
館 哲二君
宮澤 喜一君
宮本 邦彦君
亀田 得治君
河合 義一君
清澤 俊英君
小林 孝平君
溝口 三郎君

政府委員

農林政務次官 大石 武一君
農林省農地局長 小倉 武一君
林野庁長官 石谷 憲男君
事務局側 常任委員 安樂城敏男君
会専門員 村田 豊三君

説明員

農林大臣官 房文書課長 奥原日出男君
林野庁林政部長 水産庁生産 部漁船課長 稲村 桂吾君

本日の會議に付した案件

○森林開発公団法案(内閣提出、衆議
院送付)

○農林水産政策に関する調査の件
(北太平洋オットセイ會議に関する
件)

○漁船の検査に関する件
(農林省設置法の改正に関する件)
(農地問題に関する件)

○理事の辞任及び補欠互選

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから
農林水産委員会を開会いたします。

まず委員の変更について御報告いた
します。昨十八日奥むめお君が辞任さ
れ井野碩哉君が選任され、本日井野碩
哉君、秋山俊一郎君及び江田三郎君が
辞任され、奥むめお君、井上清一君及
び亀田得治君が選任されました。

○委員長(棚橋小虎君) 森林開発公団

法案(内閣提出、衆議院送付)を議題
にいたします。本法律案について、前
回に引続いて御質疑の向きは御質疑を
願います。

○三浦辰雄君 私先般来やむを得ない
事情でこの席に出なかつたのでありま
すが、質疑のされました項目だけはメ
モをもらったので、それについては質
問を避けて、まだ質疑をしない部分と
思われる問題を一つ伺つてみたいと思
います。

この森林開発公団の行方林道開設事
業に対しては、国から補助金相当分を
公団に繰り入れることになつてゐる、
このために公共事業費のうち林道事
業が減るようなことがないか、つま
り、政府が法律をもつてこの特定地域
と申しますか、特殊な地域を対象とし
ておこなつてゐる開発を促進するとい
ふこと、これはけっこうな考え方であ
つて、私は第一条に書いてあるような考
え方で端的にこの四県関係にとどまら
ずに、もっと次に第二の地区、第三の
地区というようにやつていくのも、お
くれてゐる未開発地の森林開発につ
いては一つの有力な方法であらうと思
うから、この考え方自身には私はとく
うものではないのでありますが、そう
かといつてこの特定地域を急速に発展
するといふことによつて、一般の他の
地域における林道開発というものが非
常に阻害される、それが非常におくら
されて犠牲になるということがあつて
はならない。林道の重要なことは、こ
れはもう各人皆ひとしく認めるところ

であつて、どの地域でも林道がないた
めに、既開発林分の上で過伐が行われ
てゐる。森林法で相当に制限をしてい
るのだけれども、実際はどうか過伐に
陥つておるというので、非常に困つた
問題になつてゐる。でありますから、
私はこちらの方を犠牲にしておいて、
必要なことであるが、この特定地域を
開発するといふことの急なあまり、そ
の他の方を薄くされたのでは困ると思
ふのですが、それについてはどうい
ふに考えておられるのか、こういう
点です。

求と実際に確保できました予算とを対
比いたしてみますと、とおおむね
必要な予算要求に對して四〇%の
事業量を確保し得るという予算の確保
ができたにとどまつておる、こういう
ような現状でありますので、従いまし
て、かりに昭和三十一年度以降この事
業が新しく加はるといたしました場合
におきまして、そういう意味合いにお
いて公共事業費にこの問題が大きく影
響を及ぼすといふふうなことは絶対に
あつてはならない、かように考えてお
るわけでございます。ただ、今回問題
として取り上げておられます二つの流
域の所屬の森林は、いずれも奥地大幹
線林道といふものを開設いたしました
対象であります。これらにつきま
しては、大抵二十八年、二十九年、三十
年の三カ年平均九千一百万円ぐらいの
林道費が投せられておるわけでありま
す。従ひまして、私どもの考え方とい
はしましては、これらの流域といふも
のはひとまず今後の予算の編成をいた
します対象の中から取りのけてしま
うとして残るものが今後の予算要求の
対象になる森林地域といふふうにと考
へまして、必要な林道予算の確保に當
つては、かような考え方でも進んで参
りたいのでございます。

○三浦辰雄君 そうすると、この二流
域分の過去の林道に關しての国の負担
分が九千一百万円、その分は場合によ
つては減るかもしれないけれども、
つまり既定の林道経費の構想の中から
減るかもしれないけれども、あとは少

昭和二十九年年度末におきましては、
過伐度は二七・五%、それが三十年
末におきましては二八・五%、こうい
ふに年を追うて上昇いたしておるの
でございますが、これを少くとも現
状からさらに過伐の上昇することのな
いようにといふところを一つの目安に
しておるわけでありまして、そういう意
味におきまして、三十一年度の予算要

しも犠牲にすることのないような、さらには林道の額の増加を表現したいと、こういう考えでいるというふうに聞いていいわけですか。

○政府委員(石谷憲男君) ただいま申しました九千一百万円というのは、二十八年度から三十三年度に至るこの地域に投じた林道費の総額であります。従来からこの程度のものはこの流域に投じておつた。しかもこれが全体の公共事業費の一部をなしておつたわけでありまして、従いまして、これらの流域というものは一応今後の予算編成の対象から外れて参る、のけられた他の部分が今後の予算編成の対象になり予算要求の対象になつて参る、こういう考え方で必要な林道予算を確保して参りたい、こういう意味でございます。

○三浦展雄君 一応わかりませんが、とにかく今日問題になつておる森林法の実行原資という問題は、いろいろなまだ政府の予算措置が不十分であるからという理由によつて厳格な実施というものが確保されない段階であつて、その中でも計画的に林道が伸びていかないということが一番の原因のように思われるのであつて、ぜひこの点はそういうような考え方でお進めを願いたいと思ふのです。

そこでその次にお聞きしたいのですが、この地域のうちいづれも今日の公共団体財政がなかなか容易ではありませんが、そうして奈良県なども最近ようやく結論がついたようでありまして、木材の伐採税を新たに自治庁の許可を受けて任意課税——任意課税といふか、法定外の課税として取らうとしておる。予算にすでに二千万円を組んで、そうして県会としては大も

にもめて、とうとう森林所有者諸君の反対、しかも自治庁の見解の今木材引取税といふものを取つていふその同じ伐採の対象の木をまたも理由にして木材伐採税、立木伐採税は好まないといふたような態度にとつて屈伏をして、県当局は、あるいは県議会は引つ込めて、今度は寄付金程度でここの予算の欠陥を埋めたいなどというやうなところまで行つていふのであつて、徳島県なども相当に赤字としては有名な一つなのであつて、こういうふうなところに対してどういったさきほど来のお話のような異常な何と申しますか、熱意で、おくれつておる森林開発をやろうというこれはけつこうなんだが、その県の負担分です、けつこういふた県の負担分については県の財政再建計画といふたやうなものに当然取り入れて考えなきゃならぬ。自治庁などともこれは御相談になつてのことだろうと私は思ふのだけれども、その経過はどんなふうだつたですか。

○政府委員(石谷憲男君) 林道開設事業の場合におきましては、県の負担は事業費の一割ということに相なつておるわけでございます。それから造林の事業の場合におきましても県の負担は一割ということになつておるわけでありまして、それぞれ事業費の一割相当額は県負担ということになります。従いまして現在非常に財政事情の窮迫いたしております県の事情からいたしまするといふと、これだけのものを相当長期にわたつて負担をするといふことにつきましては、いろいろ問題があるわけでございます。従いまして、その点につきましては各県別に県当局と十分相談いたし、さらに自治庁との間

にも十分に連絡をいたしまして、そういう意味合いの連絡は完全につけた上で提案をいたしたわけでございます。

○三浦展雄君 また、熊野川の流域は関西地方での電源開発上重要な地域であるのであつて、森林開発も電源開発と総合的な実施でなければならぬが、ぜひ総合的な観点の上に立つた計画でなければならぬ。このことは当然森林の開発にも有利であると考えられるのであつて、先般この委員会でもそういった特定地域の総合開発、ことに電源開発との関連においてどうなつていふのかということが、当時一応の説明会があつた際に問題になつたのであります。この電源開発との問題は総合調整と申しますが、そういった問題についてはやはりどういふふうな関連になつて今までできているのか、話し合いの何と申しますか、内容といふか、それについてはどうですか。

○政府委員(石谷憲男君) 電源開発との問題に関連をいたしましては、一番端的に出て参ります事柄はいわゆる電源開発の工事をいたしますために必要な資材を搬送する道の問題と、それから私どもが計画をせんといたします林道との関連の問題でございます。それからさらにこの熊野川の流域におきましては、御承知のように従来の輸送手段はおおむねいかだ作業によつておつたわけでございまして、従いまして電源開発の進行に伴ひまして、いわゆるいかだ作業といふものができなくなるというにございまして、この代替手段としていふゆる補償道路のやうなものと考えなければならぬといったやうな問題も同時に出て参るわけでありまして、いずれにいたしましても、い

わゆる電源開発が行われることによりまして、新しく道を開設しなければならぬという問題と林道との関連が出て参るという事柄が一番端的に出て参ります主要な問題であらうかと、かやうに考えておるわけでございます。そこで私どももいたしましては、この熊野川流域の電源開発計画と、それからその開発の実施に伴つてただいま申し上げますやうな意味合いの道路計画との間の調整をはかつたわけでございまして、大体この流域の中でこの事業の対象になりますやうな規模の林道と電源開発に関係のあるやうな道路といふものは五本ばかりに相なるのであります。そこで現在このところの開発計画こそありますけれども、いつからどのやうなふうなスケジュールで開発に着手するのかといったやうな具体的な計画は、まだ熊野川に關しましてはできておりません。従いまして私どももいたしましては、この三年間三十億の計画によりまして実施して参らうとする林道開発計画の中には、そのやうな意味におきまして電源開発との関係のある林道といふものは、着工の時期が明示されておらないといふ関係で一応計画の上に載せておらないという措置をとつておるわけでありまして、まあこのほかにも県道の場合におきまして、改修計画がありながらその改修の実施の時期といふものが明らかでないといったやうなものにつきましても、三カ年計画の対象からはのけておる、こういったやうな実は措置をいたしておるわけでございまして。

○三浦展雄君 県道については今説明中に敷衍して述べられましたが、私たまたまこの地域に行つた際に、いわゆる熊野川に沿つて五条から十津川で新宮へおたのでありましたが、その途中国道百六十八号線、これが完成してない、二カ所でもつて未通なんですね。この問題などはせつかく奥地をこの公団によつて林道として開発しても、あれがあつて開発費通をいたしませんと、いわゆる画龍点睛を欠くといひますか、そのもとの方がしびれてくる、先づばは開けたけれども、もとの方がしびれていふといふことになつて、ひいてはこの公団の目的を完全に達成しないといふやうな非常に多い。これは現地方面でも非常に望熱であり、この公団の事業の出發と並行してぜひ百六十八号国道は貫通をしてほしい、まあ、こういう要望、これは最も至大なんでありまして、その点等につきまして、建設関係との話し合いはどうなつておりますか。

○政府委員(石谷憲男君) 国道百六十八号線につきまして、これが完成をするといふことは、本林道開発を主体にいたしまして公団の事業の上からいたしまして、きわめて重要な問題である、かやうに考えるわけでございまして、そこでただいま御指摘のごとく二カ所まだ接続をいたしておらない部分があるといふことでございまして、その一カ所の平谷——萩間という部分でございますが、これは道路整備五カ年計画によりまして、三十三年度までには大体工事が完了するといふ計画になつておりますけれども、今回の森林開発の問題の關係もありまして、完了時期を繰り上げるやうに建設省に打ち合せをいたしつつある現状でございます。一方経済企画庁におきましても、特定地域総合開発計画の中になるべく

早期にこれを完了するようといったような計画内容にしておらうように打ち合せ中であるわけでございます。

もう一点の請川一宮井という区間、これも開設を見ておらない区間でございまして、この区間も道路整備計画によりまして三十三年度までには完了する計画にはなっておりますが、この区間につきましては、特に電源開発関係の事業との歩調の問題に関連して参る点がございまして、建設省におきましても、この工事の確定の時期を十分に考慮した上で最終的な考え方の取りきめをいたしたい、こういうような考え方であるようにございまして、私どももいたしましては、そういった関係の方面に調整をはかるように連絡をいたしているような現状でございます。

○三浦展雄君 この地帯はいわゆる多雨の地帯であつて、相当災害も多い所であるのは過去の実績が遺憾ながら示しているのではありません。この開発はしろうとが言うように開発したら荒れるなどというふうなふりには私は考えませんけれども、せっかく施設した林道というものをその災害から守るために、付帯的な治山の工事というものが私は勢い必要な部分があるのではなからうか、こういうふうに思ふのです。それはまあ最小限度思ふのですが、さらに言えばこれは期限が三カ年ということだからであるかもしれないけれども、この地域を開発して、しかも落ちつくまではこれは新たな自然開発の結果起る変貌によつていかに細心の注意をしても治山のような問題が関連して起るのだから、業務の範囲の中には私は場合によつたら治山事業も入れておくのがほんとうかというふうに思ふ。

○政府委員(石谷憲男君) まあ林道を開設するわけでございますから、従つて新しい所に新しい断面ができるというところにございまして、崩壊を誘発するといったような場合は林道を守るためのいわゆる崩壊予防的な施設といたしたようなものは付帯事業としてやるといふことに相なるかと思ひますが、本来の治山施設というものはこの公団の事業としては取り上げない、こういうふうな考え方をしております。

○三浦展雄君 第十八条の業務の範囲の中に、一項の二号の問題ですが、これは公団の「事業の施行により開設され、又は改良された林道についての災害復旧事業を施行すること」とあるのであつて、これだとすると、まあ未開発——未開発といつても何ぼかの林道によつてあの国道筋あたりは、あるいは河川の状況のいいところは開発されているのですが、この地域全体の有機的な森林の開発というのを考えれば、既往のこの公団によらない既設の林道等の災害復旧というふうなものもですね、起つた場合には、この公団として、あるいはこの地域としては、ぜひ早急な開発が、復旧が望まれる、非常に要望されるだろうと思ふのです。で、これらの問題は、何条でありますか、同じ十八条の二項で、委託を受ける、委託によつてこの公団がやり得る場合を規定しておりますが、これで

思ふのですが、最小限度お聞きしたいのは、さつき申し上げましたような施設の保護に必要である治山の仕事といふものは一体これはやるのですか。あるいはこれはもう治山事業と名がつくのかからやらないというのですか。

○政府委員(石谷憲男君) まあ林道を開設するわけでございますから、従つて新しい所に新しい断面ができるというところにございまして、崩壊を誘発するといったような場合は林道を守るためのいわゆる崩壊予防的な施設といたしたようなものは付帯事業としてやるといふことに相なるかと思ひますが、本来の治山施設というものはこの公団の事業としては取り上げない、こういうふうな考え方をしております。

○三浦展雄君 第十八条の業務の範囲の中に、一項の二号の問題ですが、これは公団の「事業の施行により開設され、又は改良された林道についての災害復旧事業を施行すること」とあるのであつて、これだとすると、まあ未開発——未開発といつても何ぼかの林道によつてあの国道筋あたりは、あるいは河川の状況のいいところは開発されているのですが、この地域全体の有機的な森林の開発というのを考えれば、既往のこの公団によらない既設の林道等の災害復旧というふうなものもですね、起つた場合には、この公団として、あるいはこの地域としては、ぜひ早急な開発が、復旧が望まれる、非常に要望されるだろうと思ふのです。で、これらの問題は、何条でありますか、同じ十八条の二項で、委託を受ける、委託によつてこの公団がやり得る場合を規定しておりますが、これで

は何か少し物足りないような気がするのですが、どうなんですか。

○政府委員(石谷憲男君) この公団が開設いたしました林道ということに限り、必要はないじゃないかというまあお考えだと思ひますが、もうすでに開発済みの林道もあるわけでございますし、それらの施行地帯は多くの場合地方公共団体であり、あるいは森林組合であるという実態でございますし、それらの従いまして災害復旧等の場合におきまして、それらの主体が災害復旧に當つておるといふ現状が従来からあるわけでございますし、そういう形でやつてもよろしいし、あるいはそれらの団体の委託によつて公団がやつてもいいというふうな取扱ひをする方がむしろ柔軟性があつていいじゃないか、こういう考え方でございます。規定をいたしておるわけでございます。

○三浦展雄君 この今の委託によつてやる既設の災害復旧の問題であります。この二項を見ますと、公団は、前項に掲げる業務の遂行に支障のない範囲で、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、委託によつて復旧事業をやることとございまして、あらかじめといふのは、これはどういふ運用になるのか、これは災害復旧の計画から、ある程度年度当初の実施計画に組みたいところだけれども、これは委託を受けてこないことには組んでおくわけにいかない。これは経費はこの公団自身の出費にはならないわけでありまして、これは組むのはおかしい、このあらかじめといふのは、災害があつたそのつどそのつど公共団体あるいは施行者の方からの委託を受けてやるのだと、そのつどそのつど受けて、そして農林

大臣の認可を受けてやるという意味にこれはとるので、その解釈の点を一つ。

○政府委員(石谷憲男君) これはやはり公団といたしまして、当然この仕事をやつて参りますために必要な資金計画を要するわけでございますから、従いまして災害のありました場合に、そのつど一路線ごとに、こういうふうな考へておるわけでございます。

○三浦展雄君 この公団のときの林道の補助ですが、この間の長官の補足説明だと、国は五割二分を持つ、五二〇で、県が一割、あとの三割八分がいわゆる受益者負担になる、こうなつていけるのであります。これらの対象の林道は多くはいわゆる奥地であつて、現在の補助率でいえば一応六割といわれる仲間だろうと思ふのです。そこでこの公団の場合でも六割といふことを地元の方ではしきりに主張をしていかのことがよく聞かれますが、この五割二分になつたといふ考へ方といひます。この折衝の経過ですね。これを一つこの機会に明らかにしておいてもらいたい。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のように公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のように公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のように公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のように公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のように公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

でございます。これはいわゆる奥地大幹線林道といつたような範疇に属するものでございまして、従いましてこの剣山あるいは熊野、こういった流域の林道に開いては、いずれも奥地大幹線林道の開設対象に相なる流域でございまして、そのような意味からいたしまして、当然一般の公共事業をやる場合には、国六割の、都道府県一割、受益者三割と、この負担区分により事業実施をやつて参つていい対象になるのはないかといふことにつきましては、まあその通りと考へるわけでございます。ただこの奥地の場合におきまして、国の負担が普通の場合に五割、一割の部分について六割といふことを取りきめております。もとに相なりますこの森林の状況でございまして、このいわゆる平均的な森林の内容に比べ、非常にこの具体的に取り上げておる非常に内容がいいわけでございます。いわゆるこの利用開発の対象になる面積が非常に広い。それからその全体の森林の中でいわゆる針葉樹林の占める比率といふものが、平均のものよりもぐつと高いといふような実情にあることが一点、それからおそろしく今までのようなこの開発のテンポでいふた場合におきましては、両流域とも十数年を要するわけでございますが、これがこの事業で計画的にやりますために、大体三年くらいに間に必要な林道路線が開設される。まあ非常に受益の顕現する時期が早まるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のようによつて公共事業として行なつております林道開設の事業でございます。林道開設の事業の仕事でございまして、それが一般の開発林道といふものと、それから一般の開発林道と二分けることは御承知の通りでございます。その奥地開発林道の場合におきまして、全計画路線数の一割に相当する路線につきましては、一般の奥地開発の場合におきまして、国の負担が五割といふことになつておるものを六割まで引き上げて負担することができ、取扱いを実はいたしておるわけでございます。

元の三割というものが、三割八分のいわゆる受益者の負担能力が出て参るといふふうに考えられて、従いまして県は一割、あわせて国が五割二分を持つと、こういうことに計算上相なつたわけでございます。

○三浦展雄君 この補助率の問題から関連してお聞きしたいんですが、造林の助成ですね、造林の補助につきましては、最近はどこによっていわれる予算単価というものの平均単価の画一的な適用でなくって、大蔵省との了解に基づいて相当困難なところはある程度単価を上げて、六割とか何割とかまで上げていいというような了解のもとに運用を非常に適切にやる試みをしておるようでありまして、この地帯は一体どういふふうに考へるんですか。たとへば跡地の造林地、この林地ができましたために、跡地の造林をする場合には第一に受託するのかもしれないのか。あるいはさらに困難だといふような種類である今までの雑木山、あるいは薪炭山を針葉樹に変えようといふたような樹種転換のようなところを主としておるのか、そして単価としてはどの程度のいわゆる公団繰り入れといふんですか、補助率に考へるのか。この点はどうか。

○政府委員(石谷憲男君) この契約によりまして、行なつて参ります造林事業の対象でございますが、これは要するに、この林地開設によりましていわゆる広葉樹の伐採が相当程度に進行すると、そのいふ跡地にさらにまともな造林を必要とする、こういうところにおおむね対象をしぼつて考へていくべきやなからうか、またそういうところにおおむねこの契約造林というものが行われる余地があるのではなからうかと、かように予想をいたしているわけでありまして、従いまして、多くの場合樹種の転換でありますとか、あるいは林地の開設といったようなことを考へるような造林事業といふことに相なるかと思つておるわけで、普通のいわゆる針葉樹の山を切りましたあとに普通に行われるといったようなものにつつましては、これは従来の補助方式による自力造林という形でやつて参るといふことに相なるかと思つておるわけでありまして、

それから補助金の問題でございますが、御承知のように、造林事業につきましては、国が平均三割、都道府県が一割、合計いたしまして四割、受益者が六割自己負担をする、こういうこととに相なつておるべきであります。これは造林をいたします林地の状況の差違によりまして、実際問題といたしましては、国及び都道府県の負担いたしておる平均四割といふものが、一割八分ないし六割の範囲で実施をされておるわけでありまして、対象によりまして、その範囲で実情に合うごとく実施をいたしておる、こういう現状でございます。そこでこの両流域でございまして、ただいま申し上げましたように、おおむね樹種転換、あるいは林地改良といったようなふうな経費のかかりますような造林事業といふものが多くなつて参る関係上、国四割、府県一割の合計五割といふことを一応この両流域につつましては、補助率として考へておるわけでございます。

○三浦展雄君 だんだんわかりませんが、私はこの際一つ注意的なことを申し上げて、意見を聞きたいのですが、この公団に受託をする場合は、補助金が比較的多くて、同じようなところを公団に受託しないから、いわば自力、従来方式でやる場合、おのおの考へるのです。そういう場合に、その取り扱い、受託するかしないかによつて今の補助の率を、同じ似たようなところであるにもかかわらず変えるなどといったような運用は、よもやしないと思つたのですが、場合によつては、そういうようなこともほかの第三者が見ると、あるいは第二者と申しますか、造林者によつては、自分のところもこれだけの困難性があるのに、どうも公団に受託をしなかつたために補助の率を少くされたといふたような、妙な何となく思ふか、そういうことはぜひ必要などと思ふますが、それについてはどういふふうに考へられますか。

○政府委員(石谷憲男君) ただいま御説明申し上げましたように、実際運用面におきましては、一割八分ないし六割といふものを補助率を出しておるに、大体この地域には樹種転換、あるいは林地改良といったような経費のかかります対象が多くなるという意味において、この公団造林の場合におきまして五割といふことを考へたわけでございます。それから、その辺の不均衡の生ずるようなことは絶対ない、かように考へておるわけでありまして、

○三浦展雄君 そうしてこの場所々々によつてそういうふうな違ふ。でありますから、これは契約によつて具体的な場所々々でその率を変えていくんだと思つたのですが、それにしても、この三年間という短い年ではあるけれども、実行の結果予想外にかつた、あるいは実行の結果、案外それほどまでにはかからなかつたといふたような問題が、山林のことですからあらうと思つたのですけれども、それはどういふふうな契約をされるのですか。個々に契約するだろつといふことはわかりませんが、毎年の均等納付といふますか、受託者は出さなければならぬ、その金は最初の契約のときにきまるのだと思ふれるのだが、それはいつきまるのですか。その契約は契約当初にそれがきまる、従つて実行の推定金額といふか、単価といふものをい出して、その上に立つて契約が結ばれるといふふうに思ふのですが、どうなりますか。実行しちやつてからかかつたもの、つまり非常に厳格にそれに基いて契約をするといふのではなくて、やはりその具体的な場所があれば、大体専門家がいろいろな角度から検討すれば、およそ間違ひのない実行単価が出る。従つてその年度、その契約の当初にそういう額が受託者との間に契約が結ばれるといふふうに考へるのだけれども、それはどうですか。

○政府委員(石谷憲男君) 御承知のように、ただいま申し上げました国と都道府県の負担が五割、こういうふうな申し上げたのでございまして、これはあくまでもやはり予算単価に對します半額の補助、こういうことでございまして、ところが実際個々の契約によりましては、その実行費と申しますか、実際に造林のために支出する経費というものがいろいろ差が出てくると思つたわけでありまして、従いまして、実際に必要とした造林費の中からこれらの補助金相当額を引いた残額というものが均等年賦で償還される、こういう形の内容になるわけでありまして、

○三浦展雄君 この法律はあまり詳しくないので、説明をお聞きしたたが明らかになつた方がいと思つたのですが、この意見書の提出を広く求める、こういう事項があります、第二十条に。それで利害関係人としてカッコの中で「当該事業につき利害関係を有する市町村の長及び当該事業の施行区域内の土地若しくは当該事業に係る受益地又はこれらの土地に定着する物件につき所有権その他の権利を有する者」といふこと、カッコをつけて利害関係人のことを説明しておりましたが、これは広く意見を聞く建前、そこでもう一つこれに関連して二十五条で賦課金の定めがありますが、このところでは、意見を聞く人たちがよりも少し少した意味ではあらうと思われまふけれども、「当該事業に係る受益地又はその上に存する立木竹につきて権原に基づき使用または収益を行うものその他農林大臣の指定するもの」に對し、その者の受ける利益を限度として「云々、こういうことで賦課金を取る対象を規定しているわけですが、この表現が同じものを違つた形において表現しているような面もあるのです、この関係を一つこの機会に説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(奥原日出男君) ただいま御質問のありました第二十条の意見書を提出する機会を与えられる者と、二十五条の賦課金の賦課を受ける者という、両方の表現の關係についてのお尋

ねがあつたのでありますが、二十条におきましては、林道事業に対して利害関係者及び損害を受ける者、これを広く表現をいたしますために、それらの地域におきまして土地及び地上の定着物についての権利者という権利の方面からの表現をいたしたのでございませう。二十五条におきましては、利益を受ける者をつかまえまする表現の技術的方法をいたしまして、これらの土地及び立木竹についての使用、収益を行ふもの、その他農林大臣の指定する特別な事業者というふうな実態的な面からの表現をいたしたのであります。従いまして、両方の範囲は第二十五条の方が第二十条よりも狭く相なつておる次第でございませう。一つの例を申し上げますれば、第二十五条におきましては、土地またはその地上立木というものの値上りという利益を受ける者というふうなものが前段で表現されておるのでありますが、第二十条におきましては、値上りというふうな問題を離れて、単に地上立木というもののだけについて権利を持つておる者というふうなものも二十条においては意見書を提出する機会を与えられたような次第でございませう。

○三浦辰雄君　そうすると、その地帯にたとへばまだ試験権ではあるけれども、試験権を持つてゐる、地下鉱物あるいは鉱石といふか、そういう地下資源の試験権を持つてゐるといふたようなものは、採掘権になつてゐないけれども、これは大きに利益を得る場合があり得るのですが、これらのものは当然この二十五条による農林大臣が指定するといふふうに考えられるのだと思ふけれども、その点と、その賦課徴収すべき限度と申しますか、総額というものは、いわゆる地元受益負担の範囲内なのであつて、計算するといふと、その林道ができて受ける利益になるものは相当莫大であつて、いわゆる負担分をこえて出してもしかるべきといふ、見方によれば計算が出る権利者もあると思ふのです。一体その賦課徴収額は第二の問題としては受益負担の総額の範囲内でのそれぞれの負担だと思ふのですが、これがまさか公団が道を作つてそれによつて利益が上るだらう額を査定して公団がもうけるといふようなことではないだらうと思ふが、その二点ですね。

○説明員(奥原日出男君)　ただいま地方におきまして試験権等の権利を持つておる者に対しては受益負担額をこえて経費を負担していいのではないのか、こゝういふ御趣旨の御意見があつたのでございませうが、われわれは試験権あるいは鉱業権等持つておつて、この道路ができることによりまして事業上の利益を得るといふ者に対しては、はたまたまお話しのように農林大臣がこれを指定いたしました経費を賦課するといふことに運ぶべきであるか、かゝるに考えておるのでありますが、ただそれから取ります額は、その利益といふものをどう認定するかといふことは、これはなかなか技術的な検討を要する問題ではございませうけれども、あくまでもその者の受ける利益を限度として、そうしてそれぞれの利益に応じましてその事業に要する費用を賦課していくと、こゝういふような措置でなければならぬと、かゝるに考えておるのでございませう。

○三浦辰雄君　確かにその者の受ける利益を限度としてということでは、一体この林道を開設して国が何ぼ、五割二分ですか、そうして県が一割、あと三割八分がいわゆる地元受益者関係の負担、だから百万円かれば三十八万円が受益者負担ということですか、その三十八万円という総額の範囲内でそれぞれ受益分担保金をきめるのがこの規定なんだと私は思ふんですが、今の御説明だと一つの誤解があり得るんですね、これは採掘権とか何とか、その他たとえば大きな山林所有者であつても、所と場所によつてはこの村道ができて相当に搬出の便を得ることによつて木代金が値上りする、あるいは土地の代金が値上りするといふような見方もできないわけではない。しかしそのときはそれと交互に押し問答して、じゃお前さんの利益限度の範囲内までは幾らでも負担していいじゃないかといふたやうなことです。やっぱり総額三十八万円の範囲内で甲は何ぼ、乙は何ぼ、丙は何ぼ、また農林大臣の指定する者は何ぼ、そういうことで総額三十八万円の中でそれぞれの負担をきめる、こゝういふ意味だと思ふのですが、その点どうですか。

○政府委員(石谷豊男君)　その通りでございませう。

○三浦辰雄君　もう一つ。従来林道は奥地林道——この特定地域の中に作らうとして計画してゐるやうな奥地林道も今まで毎年少ないながらも努力されてゐる結果は国内にできてゐるのです。ね。ところがその林道に対する管理規程というものができてゐないから、管理規程を定めたらどうだということが関係者の間で議論があるのです。ところで今度の公団法によれば第二十一条で「管理規程を定め、農林大臣の認可を受けなければならぬ。」とにかく管理規程ができて、作らなければならぬことになるわけですが、一体これを機に全国どのやういふ種類の林道か、こゝとこといかないまでも管理規程というものをこの公団法による管理規程に準拠して作られるという考え方があつたのかどうか。私はやっぱり管理規程というものは相当国が補助した林道であるならば作らせて、そうしてその維持管理、修繕その他のことを規定しておく方が私はいいのではないかと、こゝういふふうに思ふんですが、それについての考えはどうですか。

○政府委員(石谷豊男君)　この公団の開設いたしました林道につきましましては、第二十一条に管理規程を定めてやつて参るといふことにいたしておるわけですが、これを契機にいたしまして、全林道に管理規程を設けて及ぼしていったらどうかといふことでございませうが、従来は指導上の問題といたしましては、管理規程を作つて実施するやうに指導しておるわけではございませうが、全国的に統一をとりましたものを、今このことにつきましては、現在林野庁内部で研究をいたしておるわけではございませう。

○三浦辰雄君　一つ研究もけつこうであります。でもその後の維持管理、修繕の責任が明らかでないという問題も御承知の通りでありまして、至急何らかの成案を得て、管理についてはよるべきものを明らかにしておくやうに私はこの際希望をしておきます。一応以上でひとまず質問を終つておきます。

○委員長(棚橋小虎君)　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(棚橋小虎君)　速記をつけ。

本法律案の取扱いについては、懇談中の話し合いのようにより取り運ぶことといたします。

○委員長(棚橋小虎君)　なおこで委員の変更について報告いたします。雨森常夫君、池田宇右衛門君及び長谷山行毅君が辞任され、館智二君、宮澤喜一君及び小瀧彬君が選任されました。しばらく休憩して、午後一時から再開いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(棚橋小虎君)　ただいまから委員会を再開いたします。

午前に引き続き、森林開発公団法案を議題にいたします。本法律案については午前の委員会のお話し合いによつて、ただいまから直ちに討論及び採決を行うことにいたします。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお修正意見のおありの方は討論中にお述べを願ひます。

○三浦辰雄君　私はこの森林開発公団法案に賛成をいたします。この機会に私はこの実施について二、三政府に希望をつけ加へたいと思ふのであります。それはこの本公団法の実施によつて、この後進特定地域に対する開発の

ために、他の地区のこの種仕事が犠牲にならないようにという問題、これについては質疑中でその点の心配がないようにしたいという御答弁でありましたけれども、なかなかこの実施していく場合、とかく財政当局としてはこういった地域の後進地に対する財政の投入によって、全体のたとえば林道のような経費を削減に持つていくというところが想像されるのでありまして、こういった点はぜひその犠牲にならないように願いたい。

それから、この内容的にはこの法案は熊野川と剣山地帯の後進地の特定地帯のものを取り上げてやっているのでありますが、第一条の目的に書いてあるような趣旨からいって私はこの法律が通って円滑な実施をされてその遂行を見た時は、やがて第二の熊野川あるいは剣山、第三の熊野川、剣山といったような同じこの種似たようなもの、さらにそれが針葉樹のみならず闊葉樹地帯においてもこういった法律をもつて逐次おこなっている方面を開発していくという問題を考えるようにすべきではないか、そういうふうに希望を付するものであります。

また、この公団はこの種事業の実施機関であるのでありまして、でありますから、この法案ができるまでには一つの有力な意見として特別会計でないか、あるいはその実施というものをこの各関係府県にまかしてもらいたい、その方が円滑にいくのだ、こういう主張がかなり強く一部の県からは主張されたのであります。まあしかしそれについては相当な弊害も伴うということ、一応はこの方がいいということ、この公団方式になりました

のは私どもも了解するのであります

が、しかし、どうしてもこの実施機関である公団の心がまえといたしまして、もちろん公団閉鎖後におきます事務の処理をどこに持つていくかという問題もありまして、私は府県とは十分に連絡を緊密にしてやっていかなければ、この事業の遂行上思わぬトラブルのようなものも起りはないか、この点を注意したいこと、それから電源開発、これは特定地域でありますから、電源開発等における道路のつけかえ工事その他の問題もある、またその国道の開闢未解決の場所さへも含んでいるのでありますから、それらの関係方面と十分な連絡をとりながら進めたい、しかも計画的な事業が実施されるようなことの注意を特にされるべきではないか。

最後にこれは政府の方の提案理由の説明、補足説明にもうたつてあります。この公団の仕事をやつていきます上には、これらの事業について経験と技術に富んだ者を公団に入れなければならぬ云々とありますが、とにかくこういった問題は特にその人を得なければならぬ。さきには愛知用水の公団、その他の公団等、この種の問題に対する人事について中にはいろいろと示唆するものもあるものであります。私はこの開発公団の目的が端的に、実質効果的に実現のできるような人を十分御選考になられて、そういったことによる事業遂行の支障がないように十分心がけてもらいたい。以上の希望をつけまして、私は賛成いたします。

○委員長(棚橋小虎君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより森林開発公団法案の採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(棚橋小虎君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないものと認めます。よつてさうに決定いたしました。

なお本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

青山 正一	重政 庸徳
戸叶 武	三浦 辰雄
井上 清一	館 哲二
宮澤 喜一	小淵 彬
宮本 邦彦	佐藤清一郎
亀田 得治	河合 義一
清澤 俊英	三橋八次郎
溝口 三郎	千田 正

○委員長(棚橋小虎君) 北太平洋オットセイ会議の件を議題にいたします。この件について千田委員等から発言を求められておりますから、この際御発言を願います。

ちよつと速記をとめて。

午後二時三十分速記中止

午後二時三十分速記開始

○委員長(棚橋小虎君) 速記を始めて下さい。

次に、漁船の検査に関する件を議題といたします。

○亀田得治君 漁船の建造の検査に関する件ですが、この漁船を作る場所なり、あるいは船主等において、現在の漁船の建造検査が二重になつておる問題があるので、さういふ点でいろいろお聞きしたいわけですが、二重検査になつておるというのは、一つは運輸省が検査をする、さらに水産庁が検査をする、こういうやり方ですが、一体こういう必要があるのかないのか。これは相当前から始められておるようですが、その辺を何かさう情性でやつておるようなことなら、早くやめてしまつた方がいいことだし、どういふことなのか、少し詳しく説明してもらいたい。

○説明員(稲村桂吾君) 私漁船課長の稲村でございます。ただいまお話のありました漁船の検査の件でございますが、これはいわゆる運輸省の安全法の関係の検査と、いわゆる船舶安全法で、すね、船舶安全法に關する検査と、私の方が担当いたしております漁船法による依頼検査というものと、この二つのものについての御質問だと私は思うのでございますが、その二つの検査は根本的に性質から申しますと違ふものといふふうに私は考えておるわけでございます。船舶安全法の方のことは運輸省の所管でございますが、

これはあらゆる漁船あるいは一般船舶、すべてのものに対して行ふ安全に関する検査をやつていただいているはずでございます。従つてあらゆる漁船なり船舶なりは、その安全法による検査に合格いたしませんと、船として動かすことができないというふうになつておるはずでございます。それに対して私どもの方で一応御用を承わつております漁船法の検査、いわゆる依頼検査でございますが、これは強制検査ではございません。これは検査という性質等から申しますと、検査という名前がついておるが、むしろ依頼された監督をする船主さんの立場に立つて監督をするというふうな意味の、まあコンサルティング・エンジニアとでも申しますか、さういふたような形のものでございまして、これはもともとの成り立ちが船主さんには船あるいはエンジン、近ごろで申しますと冷凍機とか、さういふたような機器類です。まあ船体もさうでございますが、さういふものについての知識が必ずしも十分な者ばかりでもないということ、その人々の御依頼によりまして、従つてこれは手数量のようなもの、をいただいておりますわけなのでございますが、さういふものをいただきたまふものについて、私どもの方の検査官という名がついておるが、これが造船所なり、あるいはエンジン・メーカー、また船主さんといふいろいろな御相談をいたしまして、この船をどうしたらいいとか、このエンジンについてはこの点を直した方がよろうとかいふような御相談にあつておる検査という形になつておるわけです。従つて性質

庫の世話になる船、こういうものは実際上依頼検査とはいふけれども、検査を強制される、こういうふうなものはなるんじやありませんか。この二つの船につきましても許可前にそういう依頼検査書を出さなければならぬとおらぬ、これははっきり言えるでしょう。

○説明員(稲村桂吾君) これはあれの前に、何と申しますか、許可の前にそれを出せというふうなことは私どもの方では言っていないつもりでございますが、ただ条件としては、そういうことを北洋出漁なりあるいはあれの方に申し上げましたように、お話しのように考えますと、確かに多少強制的な感じはいたしますが、従つてこれは北洋出漁の船であるというふうなことでお出しただけ、あるいはそういう問題が当然こうしなければいけないでしょうというのを私どもの出先が申しておるかも知れません。しかし書類としてはおそらくあとから出していただいておると思います。と申しますのは、大体がこれは必ずしもお出しにならなければ許可しないというところは絶対ないのでございまして、北洋船の実績から申しますとおそいのでございまして、大体十二月の末とか、何か非常におそくなつてからでございまして、それからあつて書類をいただくというものが非常に多いのでございまして、決して強制をいたしてそれが出ていないから北洋船に選ばないとか、あるいはそれが出ていないから私どもの方の許可をしないという事実はないはずでございます。

○亀田得治君 その点は一応本省の意向は承つておきます。ともかく漁船の許可というものは別個の立場から許可すべきものかどうか、そうしてしかる後に、もし依頼検査をするのであればその後に書類を出してもらつて、そういうことの順序になる。そこでですね、実際の検査の状況を私も若干聞いておるんですが、運輸省からくる検査とそれから水産庁からくる検査内容が大きい差が、こういうことなんです。それでですね、どちらか一本にしてもいい。まあ以前であれば、水産庁のお世話にならぬと冷蔵庫なりそういうこともあったかも知れぬが、ずいぶん関係者の知識も毎年ふえてくるわけですから、現在じゃ漁船としてどういふことが必要かというくらいのは作る人も船主もわかつておるわけだし、どうも要らぬことじやないか、こういう感じを相当持つておるんです。そして一方では法律に基づく正規の検査が運輸省でやられる。運輸省がやるのは安全の関係からやるわけですから、まあ安全でありさえすればいいので、家の中の設備まで大体どうしようかということまでは干渉してもらいたくないというわけなんだね。しかもそれが本省ではそういうふうな御説明をされるが、実際上はどうも末端にいくと検査を強制されるという印象を与えております。しかもやむを得ず二重にやるとしても、運輸省の人と水産庁の人が同じ日に来てくれたらいいというんですね。ある場所では必ず日が違つて来るというんです。その検査の段階を聞きますと、だいたい複雑な検査のよう

です。一回や二回は済まないようですね。検査の進む段階に応じて何回かあるらしいんです。そのたびに二日ずつとられるもので、これは全体を通算すると非常に非効率になるというんです。私はこれは御説明を受けてなるほどさうだと思ひましたんで、果してこんなことをやっておられるものなら、この点はやはり漁業者にとって不利な点があるかも知れませんが、まあ検査の内容は実際上は違ひぬようです。検査を受けておる人が見ておるんですから……。で倍の時間がかかる。あなたの先ほどの説明と若干違ひようですが、ほとんど違ひないようですね。そういう点長は相当詳しく実情をお知りなんでしょうか、どうでしょう。

○説明員(稲村桂吾君) 今の両方が非常に内容がダブつておるというお話しでございますが、これは内容は確かに先ほど申し上げましたように、たとえば試運転というふうな面におきましては、同じようなことは同じような試運転をやるのはいたしておるかも知れません。ただ、しかしその場合には先ほど申し上げましたように、船の試運転といたしまして、あちらの安全法の検査の方は最高スピードをとる、ところがこちらの方はそれよりさらに丁寧なプログレッシブ・トライアル、いわゆる順次に下から上までの各段階をとるというふうな点が、確かに一部のダブつておるというところは、お説の通りか、一緒に来ればいいのにといいますか、一緒に来ればいいのにといいことは、確かにそれはお説の通りだと思

います。私の方としましては、もし運輸でエンジンにいたしまして、それからエンジンからの依頼検査もあるわけでございますが、これは非常に数は多いのでございまして、船の検査にいたしましてはダブつておる部分があります。検査官が行つて、ダブらない部分については私の方だけが立ち合つて努力するようにこれは検査官には私は申しております。しかし実際は御指摘のようないふ点があるかも知れません。それはこちらが便宜をはからないというか、あるいは場合によりましては私の方の人員の関係、あるいは多少人員の関係もございまして、人員あるいは旅費等の関係によりましてさういふことがあつてもいいかも知れません。これはもしさういふことがございしたら、なるべくさういふことのないようにこれからよく気をつけたいと思ひます。しかしこれは今までは多少はさういふ点があるかと思ひます。

○亀田得治君 なるべくこれはやはり国民に便利にしてやつてほしいのであつて、漁業者の方から見れば運輸省も水産庁も一緒ですね。同じ官庁だから、それが二つ別々に来る、この点非常に困つておられるのだね。しかも検査といつたら何でも検査される方の立場は弱いんですよ。だからなかなかさういふことを一言言わぬらしいです。ね。若干のそれはもてなしもするでしょうが、さういふことだつて二重になり、三重になる。そんなことをあまり言つて検査の際にじゃまされるとき、私もあつて常識で考えられぬよう、あまりこまかいことですがね、私聞くんです。これはほんとうに水産庁

の検査も運輸省の検査と並行して必要だということなら、これは何か法規上の辺を検討される余地があるのじやないか。国民に対してはともかく運輸省も水産庁も一緒に来たつていいんですよ。とにかく国が一度来る。さういふ格好をやらなければこれははなはだまずいと思ひますがね、結局サーピスをしに行つておる、それを今度は逆に恨まれる、さういふつまらぬことになつておる。これは十分一つ研究してもいいと思ひますがね。それから何かさういふことで相当苦情等が出ておるというふうなことはお聞きになつておらぬでしょうか。そんなことは亀田委員から初めて聞くので、どうも意外だと思ひます。さういふお話しは、どうですか。

○説明員(稲村桂吾君) ただいま御指摘の点、私も実は正直なところを申し上げまして、全然初めて何う事実でございませぬ。確かにさういふことをおっしゃる方も今までにございまして、これは私も今までいいたしましては、これは私どもの方の依頼検査と申しますのは、大体サーピスという点を中心に考えるべきものだ、さういふふうに考へておるわけなんです。さういふで、決していばつて検査をして通してやるぞという気持ではないつもりなんです。さういふ点も、あるいはこれは末端のものに参りますと、多少さういふサーピス精神の欠けた手合ひがある。あるいは私の監督不行き届きのためであるかも知れませんが、さういふ点、今の御指摘の点私どももいたしまして、前々からこの運輸関係の方の方々とともに話し合ひをいたしまして、さういふので、できるだけダブ

お手元にいろいろな資料がご配りしてございますが、説明の便宜上農林省設置法の一部を改正する法律案要綱というものが、こういう薄い二枚の刷り物がございます。これに基づきまして御説明を申し上げたいと存じます。

今回農林省設置法を改正するおもな理由は、この法案要綱にも掲げておりますように四点あるかと存じます。

長を置くことに相なっております。

以下会議の細部にわたりましては、法律案の第十四条以降にそれぞれ規定をいたしておりますし、また法律案の中に委任を予定しておりますように、さらに細部の組織なり運営につきましては、政令その他省令にゆだねさしていただくことに相なっております。

以上が農林水産技術會議の概要でございます。

第二点は振興局の設置でございますが、これは新農山漁村建設事業を新たに本年度から遂行いたすことに相なっておりますが、その事業を強力に推進するために、それらの事務と、従来農業改良局が担当いたしておりました農業経営なり、農業生産の増進、改善、あるいは農家及び農山漁家の生活に關する普及事業、これらの事務を合せまして振興局を設置することにいたしました次第であります。従いまして、振興局の設置等に伴つて従来の農業改良局は廃止する予定に相なっております。

振興局の所掌事務のおもな点を申し上げますと、ただいま申しました農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施に關する指導助成、その他総合開発に關する事務でございます。従来これらの事務は官房の総合開発課が中心でいたしておりました仕事でございますが、この關係の仕事が振興局に移行するわけでございます。それから農業経営の改善なり、農業生産の増進、改善につきましましては、従来改良局が担当所掌しておりました。さらに農業及び農山漁村の生活に關する自然科学的試験研究及び普及事業に關する事務、これも従来改良局が担当いたしておりました事務でございます。四の農業移民に關する事務は、従来農地局で担当いたしておりましたもの、これはむしろ新農山漁村建設事業との関連を考慮いたしまして、農地局から振興局に移す予定にいたしております。その他現在の農業改良局が所掌いたしてお

りまする農機具の問題、あるいは病虫害の防除等の仕事はそのまま振興局に移行いたしまして、改良局が廃止される、かように御理解いただきたいと思ひます。以上が振興局の所掌事務の概要でございます。

第三点は、付屬機關の新設でございますが、第一点は輸出検査所がただいま東京にございます。全国に一カ所ございまして、その輸出品検査所の能率の運轉をはかりましたために現在の支所の一部、ただいま支所は全国に八支所ございまして、その一部を本所に昇格をいたすための改正でございます。現在の支所のうち小樽、静岡、神戸、門司、これを新たに本所の検査所に昇格をいたすつもりでございます。東京と合せまして五つの検査所ができることに相なります。

第二は、動物専用医薬品の検査を行うため動物医薬品検査所を設置する改正でございます。これは従来薬事法に基づきまして、動物用の医薬品につきましては検査の義務があるわけでございます。その検査を履行いたします機関をいたしましては、ただいままでのところ専門的のこうした検査所がございまして、農林省畜産局の薬事課というのがございまして、その分掌がさらに西ヶ原の試験場の敷地の中にございまして、ここで便宜事務をとっておりまして、こうした特殊の行政事務でございますので、検査所に独立をいたしまして、薬事課の分掌が中心になりまして検査所に独立をいたして、事務の遂行の便宜を期して参る、こういう予定で改正を意図しております。それから第三の営林局及び営林署の

職員診療を行つた機関として営林局に病院及び診療所を設置することになつております。これは従来すでに営林局なりあるいは営林署に、それぞれの地方に病院なり診療所を持っておるのでございますが、これをほかの五現業官庁と同様に、設置法上営林局の付屬機關として法律上はつきり明記したというだけのことでございます。法文の一種の整理の一つでございます。それだけの意味しかございません。

それから次に第四に、審議會をそれぞれ設置することにしたのであります。その一つは積雪寒冷地帯振興対策審議會でございます。これはすでに御承知のことかと存じますが、従来総理府の所管として審議會はすでに法律的にもあるわけでございます。それを今総理府から農林省に移管をするということが決定をいたしました。これは総理府の機構改正等の一環としてそういう方針が決定をいたしましたものであります。この審議會に最も關係の深い農林省の付屬機關として設置することに改正案を提案した次第であります。それから第二の農山漁村振興対策中央審議會は、先ほど申し上げました新農山漁村建設事業の重要事項を審議するためのものであります。新たに設置することに相なつたわけでございます。第三の農林漁業用固定資産評価審議會と申しますのは、すでにこれも従来から事実上の審議會として設置をしておつたのでございます。これが、農林漁業用の固定資産がいろいろな種類に分れておりますために、農家経済調査なりあるいは農産物の生産費調査等の基礎になりまする固定資産の評価の標準につきましての方針を審議

いたします審議會、これを法律上の審議會にはつきりとしたということでございます。従前から置かれておるものでございます。それからその次の農業振興審議會と申しますのは、政府が農業経済に關する見通しを行ひ、これを農家に通報するといふ、いわゆるアウトバックと言はれる事業でございます。すでにこれも農林省の統計調査部で従来から実施をいたしておりました事業であります。また審議會自体も任意の審議會といたしまして従前からあつたものでございます。それを昨年来審議會の設置につきましてはいろいろ内閣に新しい方針がとられて、任意の審議會は設置してはならない、恒久的にどうしても置かなければならないものであれば法律に明記せよという方針が決定いたしましたので、先ほど申しました農林漁業用固定資産評価審議會とこの農業振興審議會とは、その趣旨のつとりとして、恒久的になおこれらは設置する必要があるもので、法律に明記していただく、こういう措置をとることにいたしましたのでございます。次の「農業資材審議會に審議に關する重要事項を調査審議する権限を加える」となつておりますのは、御承知の通り、養蚕業法に基づきまして、蚕種を製造する場合には農林大臣の指定を受けなければならぬといふことになっております。従つて、従来はこの指定は非常に影響が重大でありますために、蚕種協議会と申します任意の審議會の審議を経まして農林大臣が指定をいたしておつたわけでございます。これもしかしながら、先ほど申しましたような審議會整理の方針の一環に即応いたしまして、

成規の審議會の一部門にしたいと、幸いこれと比較的部門の類似しております審議會といたしまして、農業資材審議會がすでにございまして、農業なりあるいは農産物に關しまして重要事項を審議いたしております。その一部門として蚕種部を付置したい、かような意味の改正でございます。最後に第四のその他の事項でございますが、農林水産技術會議やあるいは振興局の設置に伴つて、あるいはまた本省の内部部局の所掌事務の調整を若干はかる必要があらむために、農林省の内部部局の所掌事務について改正を加えるということでございます。細部の点につきましては、また御質問なり、あるいは法案の内容にわたりまして質疑がございしますならば、御説明申し上げることにいたします。はなはだ簡単でございますけれども、一応概要の御説明を終らしていただきます。

○委員長(棚橋小虎君) 以上説明を開いたのであります。御質疑の向きは御質疑を願ひます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(棚橋小虎君) それでは速記をつけて。

農地問題の件を議題にいたします。この件について農地委員から発言を求められておりますから、この際御発言を願ひます。

○亀田得治君 農地問題に關してたびたび私質問はしておるのですが、最近の状況を見ておると、われわれが憂慮しておるような状況、特に小作地の取り上げですね、取り上げ申

請、こういうものがずいぶんふえてきておるわけですが、まあ具体的な問題はあとにいたしまして、まず最初に、最近におけるそういう全般的な情勢についてお聞きしたい。

○政府委員(小倉武一君) 石川県におきまして小作地引き上げの問題でございしますが、これについての概略を申し上げますと、昨年取り入れが済みましてから、石川県下の金沢市、それから石川郡と、この二市郡下の委員会、二十ほどありますが、その委員会管下のもので大部分でございまして、いわゆる集団引き上げと称されておりますものがこれに該当するわけでございまして、最近の四月十日現在で申し上げますと、県庁まで出て参っております案件数が二百九十七件でございまして、農業委員会の段階にとどまっておりますもの、また農業委員会が審査中のものが四百八十九件、合せて七百八十六件、こういうことに相なっております。

○清澤俊英君 石川県だけ。

○政府委員(小倉武一君) さようでございまして。なおその少し前を申し上げますと、三月中旬ごろ現在では四月十日現在の件数に比しまして、七百八十六件に比しまして三月中旬ごろでは八百六十件という件数になっております。若干減つて参っておりますのは、その差額が処理をした件数になっております。七十四件になっておるわけでございまして。この七十四件のうち、県の農業会議で審議をいたしまして許可をいたしましたものがほとんど全部でございまして、そのうち一つだけは保留になっております。都合七十三件が許可になっておるわけでございまして。県に現在

上つてきております四月十日で申しました二百九十七件につきましては、内容を申し上げまして、いわゆる合意解約というものが九十八件ございまして、それから解約の申し入れに相当するものが百七十一件、契約の解除が三件、更新の拒絶が二十五件、こういうことに相なっております。そのそれぞれの状況はまだ審議中でございまして、決定いたしておりますのでわかりません。ですが、また農業委員会にたまつておりますものが四百八十九件でございまして、これにつきましても、委員会で意見を付して県に逐次提出する手はずでございまして、今度のような特殊な事情でございまして、申請をした向きから取り下げる部分が相当ある見込みである、こういう状況でございまして。

○亀田得治君 石川県の問題は後ほどお聞きしたいと思つたのですが、最初に局長の答弁の中に出ましたので、若干それについてまずお聞きしたいと思ひます。

で、先ほどお答えになつた中で、三月中旬と四月十日の差七十四件は、県において処分済みのものだというわけですが、その七十四件のうち七十三件が小作地の引き上げを許可した、一件だけ保留と、この御説明がありました。が、その許可された七十三件の内容は、いかなるものでしょうか。たとへば合意解約とか、一方的解約とか、更新拒絶とか、そういう点から分けてどういうふうになっておるのでしょうか。まずこの点を一つ。

○政府委員(小倉武一君) 許可されました七十三件は全部合意解約に属するものであります。

○亀田得治君 一件保留というのは何でしょうか。

○政府委員(小倉武一君) 一件保留になつておる分は解約の部分です。

○亀田得治君 それから私どもへの地元の組合からの報告によりますと、昨年未納千五百件小作地引き上げの申請が農業委員会に出た、こういうふうな報告を受けておるのですが、ただいまの御報告によりますと、相当減つておるわけですね。これはどういふ事情でそのようになったか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) 当初お話のように、昨年の末におきましては件数は相当多かつたのでございまして、千件以上に達しておつたのであります。千四百件ほどあつたわけでありまして、その後のいろいろ関係者の説得と申しまうか、あるいは農業委員会の努力というこによりまして、県の指導が功を奏しまして、漸次取り下げをして参つておりました。先ほどちよつと申し上げましたように、三月中旬の数字として八百六十件というふうに減つて参つておる、こういうことであります。

○亀田得治君 一応石川県の問題は、その程度で、後ほどまた聞きますが、そこでもしあなたの手元でおわかりであれば、昭和三十年は非常にこの取り上げ申請がふえてきておるはずですが、数字的に昭和二十八年、九年等と比較してどういふふうになっておるか、御報告願ひたいと思ひます。もし三十年一年間の統計がまだ集計されておらなければ、上半期、六カ月分でもけっこうですから、それは申請とそれに対する知事の許可がどういふ状態で出ておるか、おのの御説明をいただきたい。

○政府委員(小倉武一君) ただいまのお尋ねの件数の問題でございまして、二十九年度をまず申し上げますと、申請の受理件数は五万六千八百三十二件、これに對しまして許可件数が五万一千二百七十七件でございまして、それからこれは三十年の状況でございまして、年間はまだわかつておりませんが、北海道を除く上半期の方でございまして、三十年度の上半期は受理件数が三万二千三百二十件、許可件数が二万八千三百六十二件であります。

○亀田得治君 昭和二十八年、二十七年はわかりませんか。もしわかりましたら御報告願ひたい。

それから昭和三十年の上半期は北海道を抜いたわけですが、例年の従来の例からいいますと、北海道関係はどの程度見当として見積つたら大体正確なわけでしょうか。

○政府委員(小倉武一君) 北海道は二十九年度で申し上げますと、一千二百件余りになっております。

○清澤俊英君 二十七年—北海道が……

○政府委員(小倉武一君) 二十九年で……

○清澤俊英君 このさつきの総数の中ですか。

○政府委員(小倉武一君) さつき二十九年というところで申しました件数の中に北海道の方が千二百件余りということでありまして。

それからその前の状況でございまして、終戦直後は非常に多かつたのでございまして、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七は三万六、七千台です。許可件数も同じような推移をたどつておるわけでございまして。

○亀田得治君 大体の状況は一応わかりました。そこでこの二十九年、三十年等の数字を見ますと、非常に違つた傾向が出てきておる。こういうことが読めると思ふのです。こういう数字の中から農地局長としてはこの数字をどういふふうにごらんになつておられるか。ちよつとばく然とした間い方ですが、あまりこちらが具体的に聞くよりも一つあなたの方のいろいろな面からのこの数字に対する感じを一つ聞きたい。

○政府委員(小倉武一君) まずかしいお尋ねでございまして、まあこの農地改革が一応終りまして、それから法的に申しまうと農地法、今度の農地法になりまして、しかもまた一、二年過ぎておるといふ状況になつて参りまして、農地の行政制度といたしましてはむしろ落ちていたはずでございまして、従つてそういう制度の観点から申しますと、むしろこういふ二十条の処理件数といったようなものはもつと漸減をするはずではないかというふうにも思われるのであります。しかしながら他方何と申しますか、耕作者の方と旧地主の方、これは大部分——まあ大部分と申しますか、ほとんど耕作を専業している部分が多いのでございまして、そういう人との間に話し合ひでもつて一部この貸し出しをして、耕地について返還を求めるといふ件数は、むしろ先ほど申しましたようなあるべき姿とは逆にふえて参つておる。それからもう一つの社会的な背景といたしましては、農地改革そのもの

に對する是正の要望と申しますか、要求といたしまして、御承知のように農地の価格について補償という問題、あるいは農地法の改正、こういった動きがこの一兩年だんだんとやかましくなつて参つておるのでありますが、そういう機運に乗じて、農地の引きあげということがや或多くなつてきておるのではないかと。それからまたこれは一つ誤解もあるのではないかと思ひますが、昨年農林省の農地局で今後の農地行政について一種の協議会を開きまして、あり方を検討したことがござ

います。その検討の結果について誤解があつて、今後小作地について再び解放を要求される、強い解放の要求が制度的に確立されるというふうな誤解もございまして、この際に小作地を引きあげておかないと、また解放しなかつたはならぬのではないかと、こういったような誤解と申します。逆用と申しますか、というふうなこともあつたのではないかと思ひますが、そういったことが重なりましてこの二、三年、二十八年からでございますが、二十八条の申請件数が多くなつてきておる、かように考へておるものであります。

○亀田得治君 私はその点は大体農地局長と意見が同じです。で、やはりこの農地改革後土地返還をすべきものも若干あるいはあつたかもしれない、そういうものは大体数力年の間に適當に移動しておる、従つて大体落ち着いたおる。そこへもつてきて急にこう二十八年ごろからふえ出して九年、三十年と非常に件数が多くなつてきた。これは私は自然な現象ではないと思ひ。やはりそういう意味ではこの地主団体

の大きなこの影響というものが、こういう数字になつて現われてきておると私は考へるのです。それからもう一つの点は、これらの数字を見て各年度ともそうですが、申請件数と知事の許可件数があまり違ひません。これは私はどうも許可が形式的なこの書類等がとつておれば、すぐそれを出していくという一つのそういう点が相当現われているのではないかと、こういうふう

にこの数字を見ておられますが、この点を本省としては検討されたことがあるかどうか、知事が許可を出しておる、それに対して小作人の方から訴願等をすれば、これは本省に上つてくるから、そういうものについてはもちろん検討されておると思ひますが、上つてこない部分ですね、これはまかしであるのだからというて放置しておるのか、上つてこないものについても適當な方法で実情はどうだろうという調査をやりになつたことがあるかどうか、あとすればそれに基づいて一つ感じですね、これを一つお聞きしたい。

○政府委員(小倉武一君) お尋ねのうちに二十条の關係、大部分は大部分と申しますか全部地方庁の権限でやつておりますので、具体的に一つ一つの事件につきまして農林省は実は承知しておりません。お答えしにくいのでございますが、お尋ねの中にござい

ましたように思ひますが、今回の石川県の場合につきましては、やはり県のたゞ数字的な報告だけでなくて、少し個々の問題について當てみる必要がありはしないかということ、個々の許可した、先ほど申しました許可いたしましたものにつきましてだいたひ検討いたしてあります。その許可が當を得ていたか不當であつたかという結論はまだ出ておりませんけれども、そういう顯著な事例については今後検討したいと思つておりますし、具体的には滋賀県の場合にはだいたひ検討中でございます。

○亀田得治君 この点は十分石川県等特殊な場合には検討はされたようですが、全般的にはあまり検討されておるぬようです。これはやはり農林省としては現在の農地法を守つていく、これがまあ責任なわけですから、そうして農地制度を守るには何と云つたつて末端における農地行政が適正に行われておるかどうか、將來のことは別です、憲法なんかの問題も同じですが、これはともかく今ある農地法なんです、これはやはりその線に沿つて実情がどうなつておるか、こういうことはやはり十分把握できるような一努力をしてもらいたい、これは當然だと思ひます。

そこで、訴願になつたものについてあなたの方では具体的に検討されておるでしょうか、訴願になつた分についてはどのような結論が、これは私事前には申し上げなかつたからあるいは用意されておらぬかもしれぬと思ひますが、大体結論はどんなような状況ですか、大まかでもけっこうです。○政府委員(小倉武一君) 訴願の受理

件数、その処理の件数、あるいは訴願の趣旨を容認したかどうかといったような内容の件数についての資料は持つて参らなかつたのでございます。従つてすぐお答えしにくいのでございますが、私日常の業務をやつておりました感覚からだけ申し上げますと、訴願の趣旨には第二十条の關係からいへばもちろん両方ございまして、地主の方から申しますれば許可を當然すべきではないか、こういったもの、耕作者の方から申しますれば許可があつたのはいけないのだ、こう両方出て参つておるのでございますが、いずれにいたしましても、どの部分にいたしましても、県知事の処分についての異議の申し立てでございまして、農林省がそれに異議の処分をひつくり返す、県知事の処分とは違つた結論を出しておるというのが相當あるように思ひます。でございます。数字的にはそういうことをここで申し上げにくいのでござい

ますが、別に資料を整えてお目にかけた、かように存じます。○亀田得治君 その点は一つ資料は今局長から言つたように委員会を通じていたしたいと思ひます。で、大体その地方の府県庁ではルーズである。これはお互い想像のつくことなんです、まあそういうふうな資料的に見てもこの点がやはり大体断定できるのじゃないかと私も考へております。そこでいろいろ状況になつていて、農林省としてはこれに対する対策ですね、どういうふうにしたらいとお考へなんですか、私の申し上げる点は、広く対策と言へばはなだばく然としませんが、一つは農地法の線にあくまでも

沿つて、それで地元の農業委員会なり農地関係者が動いていくと、このことを何らかの方法でもつと徹底させる必要があるのじゃないか、こう考へておる、その面が一つ。それからもう一つは、統計的に見てもこの全国解放農地国家補償連盟といういわゆる地主団体ですね、これがやはり何と言つても影響力を与えておるわけですね。こういったものに対してこれはどういう態度をとるべきものなのか。いや、それは政治活動は自由だからそんなものはほうっておく以外にないというお考へか、あるいは農地制度というものは非常にこれは重要な問題なんです。それから政治活動に対する干渉にならない範囲において何らかのことを考へなければならぬものかどうか、そういった点を一つどのようにお考へになるか。二つの点について対策として一つお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小倉武一君) まず最初の点でございますが、農地法の精神に沿つてと申します、農地法の規定によりまして私どもは当然行政をやつていかなくちやなりませんので、それと違つた趣旨で運用されるということでは、これはわれわれの務めが動まらぬのでございまして、できるだけ御趣旨に沿つて農地法の趣旨あるいは運用のやり方ということについてはあらゆる機会に普及徹底に努めておるつもりでございますけれども、なお先ほどいろいろお尋ねございましたような点から見ますと、不十分のそしりを免れないのでございまして。これは最末端で申しますと、農業委員会の書記の訓練、講習の問題ともなりますし、あるいは人の養成の問題にもなります

農地の補償十萬円の問題について、新聞に見ますと、農林省の声明のようなものが出ておりますね。補償はこれではできないのだと。ということはあれは農林省御了承なんでしょうか。御存じないんですか。

○政府委員(小倉武一君) 声明と申しますか、まあ打ち明けて申しますと、形を整えた声明といったものでは実はないのでございまして、私がです、クラブでもって補償の問題についていろいろ話をした。農林省の公けの見解として体裁を整えて結論をはっきりつけて述べたのではないのであります。解説風にして地主の補償の要求、特に解放農地補償連盟のそういう団体の主張を中心としての解説、それに対する私どもの考えというものを話したことがございまして、それを各新聞の担当記者がまとめて発表するということになったのであります。そういう経過でございまして。

○清澤俊英君 それからきょうの朝日を見ますと、何か土地取り上げが非常に問題になって、全国農地関係の課長会議を開かれたという記事が出ておりまして、その会議で「地主団体の全国組織である全国解放農地国家補償連合会の解放農地の補償要求運動は、農地改革をなしくずしにしていく意図をもひそめているとして、強い反対の態度を明らかにした。」これは事実です。

○政府委員(小倉武一君) 昨日と本日、全国の農地関係の課長会議をやっております、その関連においての記事だと思いますが、別段その会議でそういうことをきめたというわけでもないでございまして、先ほどい

ろいろお話が出ておりましたように、最近の土地取り上げあるいは補償の問題等に関連しての情報を交換し、また農地法の趣旨の励行ということにつきましては、特段に農地法の処理そのものを扱っておる関係者が留意しなければならぬという趣旨を申し上げたのでございまして、そういうことをいろいろ取りまぜて、いわば編纂記事的なものを書いたのだと思うのであります。経過は以上のようなことだと思ふのです。

○清澤俊英君 それから二十九年度の土地取り上げが五万六千八百三十二となっておりますが、これは上半期と下半期で区別して件数を分けられませんか。

○政府委員(小倉武一君) 今ここに分けたものがございませぬのですが、前年の見れば出てはいるはずでございまして、御必要でございませすれば別の機会に御報告なり資料を御提出いたします。

○清澤俊英君 それでどういふことは考えられませんか。二十九年度の六月に農業委員会法の一部改正があつて、農業委員会ができたとして、従つて農業委員の構成がまた一歩後退したわけですね。二十六年以降は私は大体非常に無理な土地取り上げが出てくるのじゃないかと思ふのですが、前の方のとはにかく農地委員で土地を処理しておりますから、比較的あまり無理なものはないでございまして、県段階においても……二十六年以降非常にばやけたものになつて、それが二十九年にまたひどくばやけて、こういう進展がきていふように思いますが、それは統計でどんなふうになつていふで

○政府委員(小倉武一君) 偶然の符合かどうか、御説のように委員会制度の改組関連において、そういうことになつていふのかどうか論断しにくいかなと思ひますが、そういう関係もおそらくあるかという推定はできます。お話のように農地改革当時は相当件数が多かったでございまして、二十四、二十五、二十六と減つて参つておるのではありませんが、二十六を一つの谷といひまして、七、八、九と農地法第二十条の關係から申しますと申請件数が多くなつて参つたといふことは事実でございまして。

○清澤俊英君 その点わざわざさういふふうな形で出してもらわなくてもいいのです。自然の形でただいま申し上げた取り上げ申請数と却下数を二十三年ごろから出してもらいたい。

その次にお伺ひしたいのは、この調査ができておりましたか。小作調停件数はどのくらいあり、そのうち返還を決定されたものはどのくらいあるか、この資料は今わかりますか。

○政府委員(小倉武一君) 今ちよつと手元にございませぬから、先ほどの資料と同時に御提出いたします。

○清澤俊英君 これは十九日の新聞記者会見か何かであなたが話されたことがここに出ておるのだらうと思ひますが、「金沢農地事務局では「小作人の泣き寝入りによるものが多い」と警告、県側でも実情を調べるなど地主攻勢を抑えにかかった。」こういう一つの記事があります。それから「小作地の取り上げは小作人の契約不履行など特別の理由がない限り小作人の同意なしにはできない。」こういう解説をしておられるが、その通りだと思ひます。そこで

問題になりますのは、小倉局長談として「単に法律的につじつまを合せればよい」といった傾向が農地事務局関係者に見られる点もあり、再反省しなければならぬと思ひます。」とあります。これはその通りだと思ひます。私はつじつまを合せればよいといふことが、大体どこで間違ひを起しておるかといへば、農地法第二十条第二項の三号に「賃借人の生計、賃借人の経営能力等を考慮し、賃借人がその農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供することを相当とする場合」これを農業委員会の委員等が強く取り上げて、いかなる場合でも、私はどうも返しては困りますといつても、お前のところなんか何だ、こつちは何だから返せ、これが大体責め手の一番強いものなのですが、結局すれば、さつきも私が言ひます通り、あなたの方で言うていられる通り、小作人の同意がなければ取り上げられないのだ、特別な理由がない限り。これが決定しておれば、こういう問題が起きない。小作調停等における返還も、それから大体農業委員会等が取り扱う場合でも、これを非常に重要視して、何か自分がかばかに偉い裁判官にでもなつた氣になつてこれを強制するのです。これが問題になつていふと思ひます。私はだからこういう不当な土地取り上げをなくするには、これをもう一度はつきりして、返す意思がなければ取られないのだ、こういうことをもつとばつきり何かでもつて出していただければ、何も無理して返すものもなければ、取り上げられて泣き寝入りになる者もないのだと思ひます。問題の中心はわかつてお

る。だから結局は、前の農地委員がなくなつて、そして性格の変わった農業委員会になつて、今度はそれが農業会議所になつて、その性格が変るたびにこの問題の取扱ひが逆にいきまして、くくくつと上つてきていふことは数字に見えた通りなんです。問題はここの解釈と取扱ひだけなんです。裁判所においても、おそらくは調停の申請の大部分は、農地委員会が決定した通りに何らかの数は返せ、こういう案に出てきていふと思ひます。よくよく農民組合等の關係で、これはもう何といつてもがんばりさしておれば取られないのだといふことが徹底していれば何といつても返さしません。それくらいのことでは調停に出るところまでいきません。いつたところで勝ちになるのです。大体われわれの知らないものがさういふところへ、調停へいつてしまつてこつちの不祥事ができ上つてしまふ。こつちの不祥事かと思ひますが、その点はどうですか。どういふふうに見ておられるのですか。この會議でどんなふうにお話しになつておりますか。

○政府委員(小倉武一君) これはもう御説の通り、知事の許可がなければこれは引きあげができません。これはもう大原則でございまして。また解約といつたような場合には、賃借人の同意がなければこれができないでございまして、そういう趣旨をやはり十分関係者が承知しておるということが必要だと思ひます。先ほどちよつと法文をあげてお尋ねがございましたが、賃借人側の生活の状況、これが返すことによつて生活がどういふことになるか、また

が、委員会の書記の研修制度といったようなことについて、もつと意を注がなければならぬと思ひます。まあ、県の係官等につきましては、農林省の範囲内で直接趣旨の徹底もできますけれども、末端にはそうはいきませんので、これは県に主としてお願いいたしまして、地元の農業委員会、あるいはさらに農民層にまで農地法の趣旨の普及徹底につきまして、今後一そう努力をして参る。何と申しまして、これは農家が直接自分の耕しておる土地の権利の法律上の問題でございます。農家自身が自分の権利と申しまして、自分の土地の法律関係についてや、はるる程度の知識、権利に目ざめると思ひます。そういうことがなくては守りにくいのでございまして、そういう趣旨も入れて今後農地法の普及に努力をして参りたいと、かように考えております。

もう一つのお尋ねの解放地主連盟の關係でございますが、これは私も直接にその連盟のやつておることに、ついて制限する、どうするということとはちよつといたしにくいのでございまして、けれども、同連盟が主張いたしておる点について、私も私どもがどう考えているか、あるいはまた、農地法等においてどういうふうな考え方であるか、いろいろの機会に申し述べておるつもりでございます。まあ、私どもの力が足らんと申しますか、十分説得力がないためか、連盟の主張そのものは必ずしも力をそがれておるという状況ではございませんので、はなはだ憂えておるのでございますけれども、まあ、なおそういう方向で二つ対処したい

きたといふ、かように考えております。○龜田得治君 この第一の農地法について、やはり農業委員会等初め末端に十分徹底させる、その徹底させ方について、これは私もこまかい具体的な問題にたがひたがひつきますので、たとえば、何だかどういふことは法律上当然のことなのに、小作人がだまされてうっかりしている、しかしこれも知らなかつたからだといふたようなことがたくさんあるわけであつて、そういうことを今一々申し上げるとこれは大へんに時間を取りますから、まとめて申し上げて、これは一つ御参考にしてもらいたいと思ひます。

その一つは合意解約、貸借の更新の拒絶ですね、こういう場合であつても、解除なり一方的解約と同じに、知事の許可並びに土地を引きあげなければならぬという合理的な理由、この二つの条件が必要なんだということですね。とにかく解除とか一方的解約というのには押しつけるのだから、その場合には相当窮屈なんだろうが、そうでないやつはもう形だけでも整えればさつさといけるのだ、たとえば合意解約それから貸借の更新拒絶なんというの、はたん期限がきたのだから、そこで借人はもう弱立場なんだというふうなばく然とした常識がやはりあるのです。で、そこへもつてきて地主の方が若干説明すると、そういう常識があるからすぐだまされちゃう、この点は一つやはり啓蒙してもらいたいと思ひます。それからもう一つは、嚴重に農地法二十条第一項の条件というものを考えていけば、一方的な取り上げというものは、実際上はほとんど不可能です。これははつきり原則なんです。引きあげ

のできる条件といふことは書いてあります。しかし借地小作人だつて地主以上にはいいなんといふのはこれは例外なんです。だから、だかどういふ条件を出してきつたつて、一方が困つておれば一方も困つておるのですから、結局嚴重な検討をやつていけば一方的な引きあげなんといふものはほとんど不可能なんです。むしろこういふ点をよく徹底させておいてほしい。もちろん若干お互ひ同士話し合ひをして移動するといふような問題といふものについては、二十条の条件の検討というものがゆるくされるのは、これはもうおのづから法の運用として常識だと思ひます。だから、そういう意味で常識的に運用したものを私は文句を言うのじゃない。ところが合意解約などについては条件等若干ゆるく考へるというところにつけ込んで、今度は県へ持つていく書類は無理やりに合意解約の体裁だけつくろつて、この二つとときどき行われるわけなんです。

あるいはどうして合意解約の判を小作人が押さぬといふ場合には、仕方ないから、たとえば小作料を持つて来てもらつて受け取らない、そうしてあつた小作料を受け取らんでおつて、払わない、法律知識の発達しておる農民団体のあるところならそれを供託するとか何とかするのだが、まあそこまでは知恵が回らぬ、そうすると納めないというのを今度は県に出される、形式が一応そろつて結局許可が出る。あとからそれが問題になつて、これは實際の合意でもないし、あるいは小作料を払わなかつたと言ふけれども、實際は受け取らなかつたのだ、こんなやうなことがよくあるわけであつて、この

辺をまあ平易な言葉で一つ下部にこれが徹底するようにぜひ一つ御指導願ひたいと思ひます。それからこの地主連盟のことについて、その御意見を今伺ひしたわけですが、大体地主連盟としては三つのことを出して、そうしていろいろ運動をしておるやうです。一番表面に出ておるのは例の解放農地に対する国家補償一歩十万円という問題ですね。私はこれは農地改革の経過、あるいは最高裁の判決ももうすでに出ておる、いろいろな面から見てもこんなものはもう全く問題にならぬものだ、こゝ確信しておるのです。まあこれはほんとうを言へば農林大臣あたりにこゝいうことを正式に明言してもらつて、ということが一番いいことなんです。おられないか、あなたに聞くわけですが、この項目なんかは、政治的な立場は別ですよ、将来どうしたいのか、いろいろなことは別ですが、この農地解放が行われてきた経過と、現在の農地法の立場からいつて、こんな要求といふものはこれはもう全く筋が通らないといふふうに考へておるのですが、局長はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(小倉武一君) 私からお答へするのが適當かどうか、ちよつと判断に苦しむのでございまして、いわゆる解放農地に対する国家補償といふことが、根拠として農地改革が不当であつたといふことをやはりどうして大きな理由にしておるだろうと思ひます。であります、その点と一つは、この不当だといふ問題はインフレーションの問題と非常に關係があるのでございまして、これは要求する側の人もおそろく否認をし得ないところであ

ございますが、この問題を補償といふことで解決することは、またこれは農地に限りませず非常にむづかしい問題でございまして、またインフレで受けた影響といふものを補償という形で必ず考へる、そうしてそれを実行することがさらにインフレーションを起す原因にもなるといふことで当然あるかとも思ひますので、そういう趣旨で解放地主に対する国家補償といふことが全く考へられないことではないかと考へております。

○龜田得治君 石川縣の問題について若干もう一度戻つてお聞きしますが、先ほどの御説明の中で、四月十日現在で県に上つてきておるものが二百九十七件あると、こゝいうお話ですが、その内訳も御説明があつたわけですが、その中で一番多いのが一方的解約です。その次に合意解約が九十八件あるわけなんです。私はこの中で合意解約と稱するものの中には、ほんとうに合意であるものは別ですが、そういうものを除きまするならば、これはもうほとんど却下するべきだといふふうに見當をつけておるのですが、この辺は現在のところ本省としてどんなふうにお考えになつておるんでしょうか。

○政府委員(小倉武一君) おそらく大体お尋ねのやうなことで処理されるんじやないかと私と思つておるのでございまして、合意解約以外については多くはこれは許可になる見込みがないのではないか。それからまた合意解約につきましては、少し内容を精査して決定をするといふことにならうかと思ひます。私どももそういう方針で指導して参りたいと、かように思つております。

返してもらった貸貸人の方が経営能力が十分あるかないか、こういった点を両方彼此勘案いたしまして許可をするように、こういう趣旨でございまして、そういう趣旨に合わない際は許可はしてはいけないというまあ逆に当然読めるのでございまして、そういう趣旨でやっております。会議等におきまして、そういう趣旨で問題を処理するように絶えず注意をいたしております。

○清澤俊英君 これは問題はなるほど貸貸人と賃借人の間において両方の経営能力、生活状況等を勘案してというけれども、どちらか成り立たぬ場合が多いのです。ところが、それをただ常識的に足らぬものをあつちからこつちへ足らぬ中で数の権衡が少し破れておるといふのでつき合はしてしまふ。これは結局は無理な話で、そういうことはいやだと言へば、それまでの話になるやつを、そこに何か道理があるがごとく言うて、そこまで持つて行つてしまふ。かりに貧農地帯におる私らは始終あります。貸貸人が三反持つておる、賃借人が六反持つておる。お前は六反であるし、こつちは三反なんだから、まあ一反くらい返してもいいだらう、六反は大して正常な経営反数ではない、そういうやり方が非常に多く取り扱われていて、その場合結局私は返しちや困ります、こういうことを言い切られないのです。裁判所でもさうだし、農地委員もさうだし、非常にしろろとの農地委員が出て、常識的な考え方をもつて——それが常識的なかどうかわかりませんが、非常にそういう点でこういうものが非常に勢いで増大している。だからその点はずっとはつきり

やつてもらへば何でもないと思う。ちやんとわからぬのじやないかと思う。農地事務局局長はさう言つておる。小作人は泣き寝入りの者が多い。局長は単に法律的につじつまを合わせてゆく、話し合いがついたらそれでやろうと農地関係事務局が言つておるのだ。これはちやんと知つておつて、それに対する啓蒙をさらにせられたいということはおかしい話だと思ふ。それはあなただかり責めるのは無理です。それは無理だと思ふ。最近農民運動なんというものも、大分だらしなくなりまして、こういう問題に対してあまり実行的な面でもやらない線も非常に出ておる。すから、その役所ばつかりぐずぐず言うのも無理だと思ひますけれども、あなたの方でも少しはちやんと原因がわかつてゐる、さうしてちやんと気がついてゐる。さうしてさういふことは、一つ徹底的にずつとおやり下すつても、私は少しも罰は当たらないと思ひます。やつていただけませんか。もしやれないとしても、昔の農地委員会のよるな構成でやるべきだ、これをしようと考えておられるかどうか。

○政府委員(小倉武一君) 新聞に出ておりますことは、必ずしも私の話したことの正確には同一ではございませんですが、趣旨は要するに違わないと言へるのでございまして、あえて訂正する必要はないと思ひのでありますが、二十条の趣旨につきましては、やはり真に農業生産力を向上させるのだ、小作農民の地位を確保するのだ、こういう趣旨はやはりどうして主休でなければならぬ。さういふ主休を忘れて法律のつじつまを合わせるというふうなことに終始するやうなことになるのは

困る、さういふことを憂いて実は申しましたのでございしますが、またさういふことがあるとすれば、さういふ態度は是正しなければならぬ、みずからすべての関係者が相成めなければならぬという趣旨で申しておるのであります。単に現在の欠陥を是正するといふだけでなく、さういふおそれがあるから関係者は大いに戒心しなければならぬ、さういふ実は趣旨で申したのであります。お話のように実はやつておるのであります。

なお委員会の制度の問題につきましては、これはいろいろ御意見がございしますし、私も必ずしも現在の制度が最善とは思つておりませんけれども、今後どうするかということについては、なお農地問題は恒久制度の問題でございしますので、慎重に検討して参りたい、かように存じております。

○委員長(棚橋小虎君) 次に理事の辞任許可及び補欠互選の件についてお諮りいたします。青山正一君及び鈴木強平君から都合により理事を辞任したい旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと思ひ、さう決定いたしました。

つきましては、直ちにその補欠互選を行いたいと存じます。この互選の方法は成規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと思ひます。それでは私より佐藤清一郎

君、関根久蔵君を理事に指名いたします。本日はこれをもって散会いたします。午後四時四十分散会